

事務連絡 11月

今回は『電子申請』について、別紙でお知らせがあります。

重要

令和6年4月より、『旧様式』での届出は、一切受付できません。

従前より『旧様式』の届出は受付できないことをお知らせしてまいりましたが、**退職・異動**について、『旧様式』での届出が散見されます。

令和6年4月10日（水）の15時以降に到着の届出より、『旧様式』でご提出の場合、施設様へ返送させていただき、新様式で再提出となります。

最新の様式は共助会ホームページからご確認ください。

事務手続き < 期日 >

令和5年12月分の届出締切日：令和5年12月8日(金) 15時 原本必着！！

- ◆ 令和5年11月分の掛金等請求に関する訂正期限 → 令和5年11月20日(月) 15時
- ◆ 令和5年11月分の掛金引落日 → 令和5年11月30日(木)
- ◆ 令和5年11月分の掛金振込期日 → 令和5年11月30日(木)
- ◆ 次回貸付金返済の引落日 → 令和5年12月5日(火)

貸付制度利用者の在籍施設様へ

- ◆ 貸付利用者が異動・退職する場合、必ず事前に共助会事務局へご連絡ください。
- ◆ 「貸付金請求一覧表」を同封します。（複数月請求の方は延滞中の方です）
- ◆ 「貸付完済のお知らせ」は、施設住所宛てに郵送いたしますので、加入者様にお渡ししてください。

* イベント情報は、共助会ホームページ内の『イベントのご案内』にて随時更新しておりますので、是非ご覧ください。

電子申請導入に向けて本格始動します！

このたび、電子申請の導入について、2023年(令和5年)8月7日の理事会にて承認されました。運用開始は2025年(令和7年)7月を目指しております。今後、事務連絡や共助会ニュース、共助会のホームページ等で情報発信してまいります。(不定期)

今回は、そもそもどうして今、電子申請を導入する必要があるのか、『導入の背景』からご案内させていただきます。(基本計画書から一部抜粋)

どうして今、電子申請を導入することになったの？

＜内部要因＞

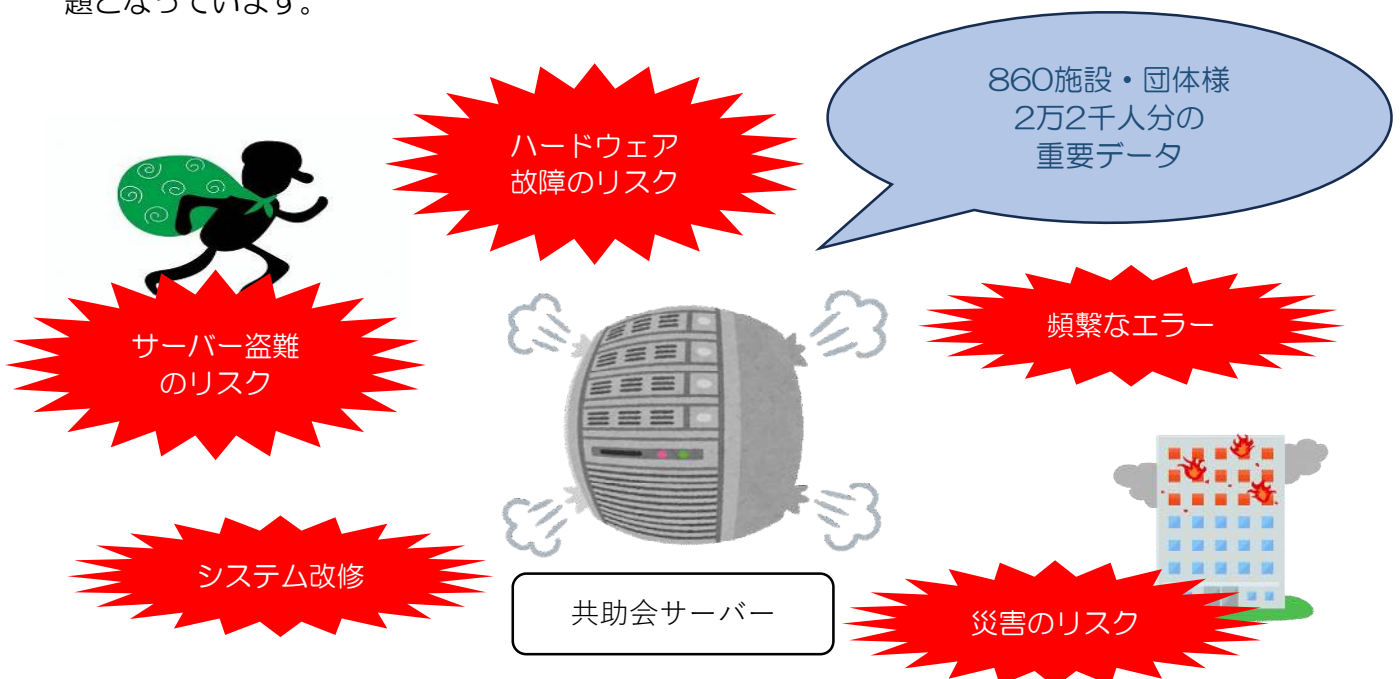
(1) 事業継続上のリスク解消

現在のシステムは開発後20年以上が経過し、度々生じる不具合を改修しながら運用してきた旧来型のシステムですので、以下のようなリスクが生じております。

- 開発業者にシステム設計書が残されておらず、万が一ハードウェアが故障した際にはシステムの完全な復旧が困難です。
- 現在まで度重なる改修を行ってきたことにより、頻繁にエラーが発生したり、改修したい箇所にも制限がかかってしまい、改修をかけられない状態です。
- 事務所内にサーバー等の機器を設置しているため、地震や火災等の災害にて環境自体が破壊された場合、業務が停止し復旧が困難となるリスクがあります。

(2) セキュリティ上のリスク解消

現在、加入者(2万2千人分)データを事務所内に設置したサーバー内で管理しており、盗難防止措置はされているものの、バックアップ等は職員が行っているため、データ管理上のリスクが大きな課題となっています。



(1)・(2)のリスクを解消するためには、現在のサーバー型から脱却し、早急にクラウド型の電子申請を導入する必要があると考えます。

《外部要因》

(1) 郵便サービスの変更

2021年(令和3年)10月から改正郵便法において郵便サービスの一部変更がありました。これにより、普通郵便の土曜配達の休止と、普通郵便のお届け日数が実質段階的繰り下げとなっています。よって、共助会から遠方の施設・団体様は、締日までに届出提出を間に合わせることで体が難しくなっています。

この問題を解消するためには、電子申請を導入し、外部要因に左右されない環境を実現する必要があると考えます。

(2) 将来的な人手不足

この人手不足は一過性のものではなく、日本社会全体の人口減少という構造的要因によるものであり、簡単に解消できる問題ではないと捉えております。施設・団体様はもちろんのこと、共助会としましても、人手不足により事業運営に支障をきたすことのないよう、事務の効率化が大きな課題と考えます。

この問題を解消するためには、電子申請を導入し、事務作業の効率を格段に向上させる必要があると考えます。

今回は、12月発行の『共助会ニュース』にて、電子申請とは具体的にどのようなものなのかをご説明させていただきます。